

令和6年度
浄化槽設置整備事業
補助金の申請について

令和6年4月

御所市

1. 提出書類の受付について

受付方法：**環境政策課（御所市クリーンセンター内）**へ郵送か直接窓口へ提出すること。

◎補助金申請について

提出期限：**令和6年12月27日（金）まで**

（交付申請書の受付順となり、予算額に達した時点で締め切ります。）

必ず工事着工前に申請し、補助金の交付が決定してから着工してください。

◎実績報告の提出について

工事完了後、**1か月以内に提出**してください。

報告書受理後、現場検査を行います。（詳しくは【6. 現場検査】を参照）

※申請・報告時の**【必要書類のチェックリスト】（別添）**を設けていますので、ご活用ください。

2. 確認事項

◎お問い合わせ先

・申請に関すること

環境政策課（御所市クリーンセンター内）

御所市大字栗阪293番地

TEL：0745-66-1087

FAX：0745-66-2441

・下水道事業区域に関すること

都市整備課（御所市役所内）

御所市1番地の3

TEL：0745-44-3499

FAX：0745-62-5425

◎申請条件

(1) 設置する区域が下水道事業整備計画区域以外の区域であること。

（ただし、下水道の整備が遅くなる区域は、下水道事業整備計画区域内でも認められる場合があります。上記のお問い合わせ先へご連絡ください。）

(2) 建築用途が専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延床面積2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。）であり、申請者は**個人**であること。

(3) 設置する浄化槽が10人槽以下であること。

(4) **浄化槽設置工事が補助金交付決定以前に着工、又は申請時において完了していないこと。**

(5) **令和7年1月末日までに、必ず現場検査を受けられること。**

《申請できない者》

①浄化槽法（以下、法）第5条第1項に規定する設置届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けずに浄化槽を設置しようとする者

②自己の経済活動のため、譲渡及び賃借する目的の建築物に対し浄化槽を設置しようとする者

③補助金の交付を受けて設置した浄化槽を廃して、新たに浄化槽を設置しようとする者

（天災その他自己の責めに帰することのできない事由により、破損又は滅失したものを除く。）

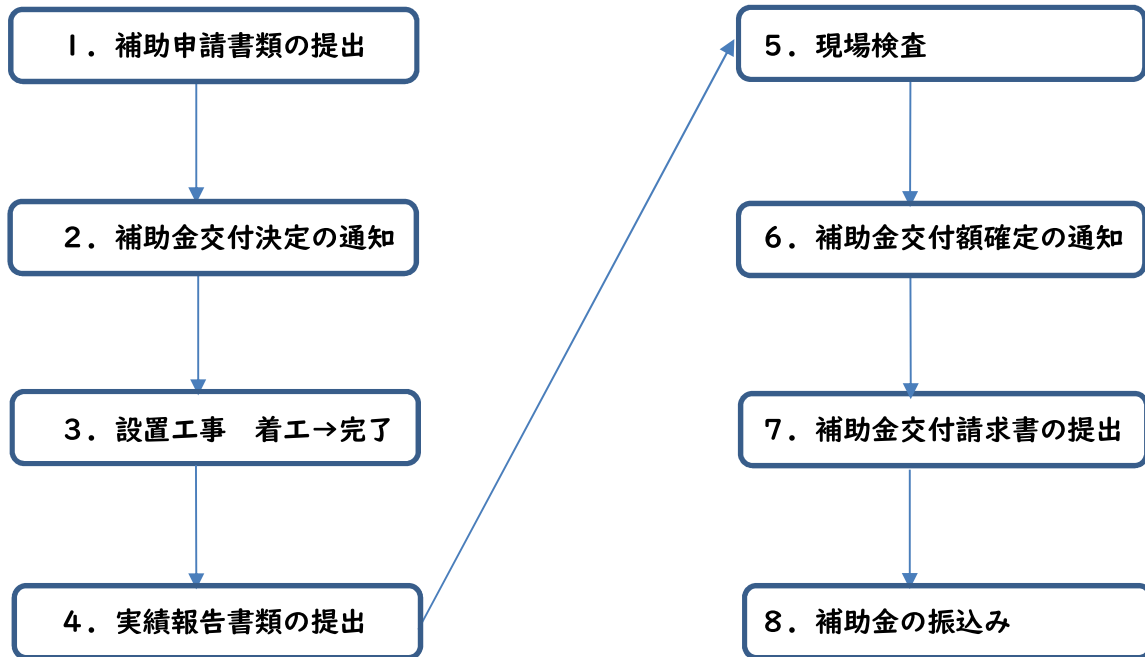
④法第4条第1項の規定による構造基準に適合しない浄化槽を設置しようとする者

⑤市税等を滞納している者

◎補助金額（いずれも上限額）

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

【補助金交付までの流れ】



3. 補助金の交付申請について

・申請受理後、交付決定まで時間を要しますので、余裕を持って書類を提出してください。

◎必要な書類

①浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）

②A. **新築又は建て替えの場合**

○建築確認済通知書の写し ○審査機関で受理された浄化槽設計書の写し

○申請位置図の写し

B. **くみ取り便槽・単独処理浄化槽から転換する場合**

○適合通知書の写し ○審査機関で受理された浄化槽設置届出書の写し

○申請位置図の写し

③設置場所の案内図及び浄化槽の配置図

・建物の平面図 ・配置配管図

④型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む。）

⑤浄化槽機能保証制度に基づく**保証登録証**

⑥登録浄化槽管理票（C票）

⑦国庫補助指針適合の浄化槽登録証（登録有効期間が無効でないか、ご確認ください。）

⑧法第7条第1項の規定による水質検査手数料の領収書の写し

（手数料：16,000円）

⑨浄化槽設置工事の監督者に係る法第42条第1項に規定する浄化槽設備士免状の写し

（昭和62年以前の浄化槽設備士の資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも併せて添付すること。）

⑩納税証明書

（市税等滞納がないことを証明するもので、申請の日から遡って1か月以内の発行日のもの）

※申請時点で御所市外に住民票がある場合、住民票のある市町村発行の納税証明書

⑪浄化槽設置に係る見積書の写し

⑫法及び関係法令を遵守する旨の誓約書（市様式）

⑬その他市長が必要と認める書類（別添【区分チェックリスト】を参照）

例）・申請時点で御所市外に住民票がある場合、住民票のある市町村発行の住民票の写し

・単独処理浄化槽やくみ取り便槽などから転換する場合、その便槽だと分かる写真もしくは
清掃料金やくみ取り料金の領収書の写し

4. 補助事業の内容変更

補助金の交付決定を受けた後、補助金の交付申請内容（工期の変更等）をやむを得ず変更するとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに浄化槽設置整備事業変更等承認申請書（様式第4号）を提出してください。

5. 実績報告書（設置工事完了時）について

・設置工事が完了しましたら、**1か月以内に必要書類を提出**してください。

・報告が受理されましたら、後日、現場検査を行います。

◎必要な書類

①浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第6号）

②浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し

③浄化槽法定検査依頼書の写し

④浄化槽設置工事完了報告書・浄化槽施工監理報告書 （いずれも奈良県景観・環境総合センターで受理されたもの）
浄化槽使用開始報告書及び浄化槽保守点検結果書の写し

⑤設置工事中の工程写真（必要に応じて別添「工事工程写真帳」をお使いください。）

⑥浄化槽設置に係る工事費の請求書及び領収書の写し

⑦法第11条に規定する水質検査手数料3年分の領収書の写し

（手数料：13,500円）

⑧その他市長が必要と認める書類

6. 現場検査

原則、令和7年1月中に現場検査が完了することとします。完了が遅れる場合は、環境政策課へ必ず相談してください。

実績報告書の提出後、内容を審査し、不備がなければ現場検査を行います。申請者・設置業者・市の3者で行いますので、日程調整をお願いします。

(現場検査日当日までに、完成した浄化槽の配置配管図を用意してください。)

当日は、建屋内から水を流していただき、生活排水が浄化槽を通して放流先へ流れているかを確認すると同時に、浄化槽周りの様子や敷地内、その周辺を撮影させていただきます。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

7. 補助金の請求

最終確認を行い、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、確定した補助金額を浄化槽設置整備事業補助金確定通知書（様式第7号）にて申請者に通知します。

補助金確定通知書を受けた補助申請者は、速やかに必要事項を記入した浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第8号）と振込先の写しを提出してください。

補助金交付請求書の提出を受けた後、指定の口座に補助金を振り込みます。